

「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書」概要 (参考資料2)

平成28年12月 消費者庁

(懇談会(座長:湯川剛一郎 東京海洋大学先端科学技術研究センター教授)は、平成27年12月から10回開催)

懇談会設置の背景

- 食品表示法(平成25年法律第70号)の目的※は、消費者がインターネット等を通じて食品を購入する場合にも尊重されるべき理念。
※食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
- インターネット等を利用して食品を購入する場合、食品自体は遠隔地にあるため、消費者は購入時にラベル表示を確認できない。
- 食品のインターネット販売は、近年、その利用が急増し、今後も成長が見込まれる業態であり、消費者の利用も一層増えることが見込まれるため、その情報提供の在り方について検討を行い、参考となる取組例を周知する必要がある。

【参考】消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)(抜粋)

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用(略)

同法(作成者注:食品表示法)に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。

(略)

懇談会の提言① 情報提供の在り方

【消費者のニーズ】

食品をインターネットで購入する場合でも、選択肢が増えるよう、義務表示事項に係る情報を確認した上で購入したい。

【事業者の実状】

- ・消費者のニーズに合わせたウェブサイト作りの必要。
- ・義務表示事項に係る情報提供に当たっては、様々な課題を克服する必要。

事業者は、消費者が購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるような環境を整備することを目標としつつ、以下のポイントを参考に、段階的に情報提供の取組を推進・拡大することが望まれる。

<ポイント>

- 対応できる、情報や商品から取組を進める。
 - ・消費者ニーズの高い情報から取組を進める。
 - ・商品画像やサイズ、配送時の冷凍・冷蔵等の別などについても、消費者の利便性を高める情報として提供されることが望ましい。
- 消費者に分かりやすい方法で提供することが重要。
 - ・ラベル表示を参考にしたり、インターネットの特性(リンクや画像貼付等)をいかして提供することが考えられる。
- 業者間の情報伝達の円滑化を図る。
 - ・供給者と販売者の関係性構築により、効率的に消費者へ情報提供できると考えられる。

懇談会の提言②

事業者の自主的な取組について

義務表示事項に係る情報提供の取組を進めるため、事業者には、本報告書を参考として、業態や業界ごとに、情報提供の方針やガイドライン等を自主的に検討・作成することが望まれる。

懇談会の提言③

消費者への普及・啓発

行政、消費者団体、事業者団体等は、消費者に対して、インターネット販売における義務表示事項に係る情報提供の取組等に関する普及・啓発を行うことが望まれる。

義務表示事項に係る情報提供に適切に取り組んでいる事業者が消費者から選択されることにより、事業者の更なる取組の促進につながると考えられる。

その他

- ・本報告書の内容については、カタログやテレビ等を介する通信販売においても参考とすることが望まれる。
- ・事業者の取組に当たっては、参考資料(消費者向け及び事業者向けアンケートの結果)の活用も望まれる。